

第4部

再審

第1章

再審申立に関する一般的知識

1. 訴訟事件の再審の定義

訴訟事件の再審とは、裁判所の全ての決定、具体的には訴訟当事者又は第三者又は訴訟手続に参加していない個人の正当な権利及び利益を侵害する確定判決に対する再審申立書の提出を根拠として、正確に事実に基づかず、法律に合致しない証拠の評価から生じた指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）及び控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）を調査し直す最高人民検察院の活動又は法的正当性の確保のため訴訟事件の再審を最高人民検察院長官が要請することである。

2. 訴訟事件の再審の重要性及び必要性

2.1. 訴訟事件の再審の重要性

訴訟事件の再審は訴訟当事者又は第三者又は正当な権利及び利益を侵害する確定判決が下された訴訟手続に参加していない個人にとって、侵害された権利及び利益を回復する又は訴訟手続の原則が侵害された場合における法的正当性を確保するための重要なものである。訴訟手続及び判決が法律に合致し正当性を有するものにすることを保証し、社会に平和及び公平性をもたらすためである。

2.2. 再審の必要性

訴訟事件の再審はラオスの制度において必要なものである。なぜなら、法律はラオス国民の全面的な権利を完全に保証し、裁判所の訴訟手続を徹底的、包括的且つ客観的なものとする、正しく法律に則ること、及び訴訟当事者及び事件の関係者の正当な権益を保護することを保証するものとなるためである。

このほか、訴訟事件の再審は、証人が事実に反する証言を行ったこと、鑑定人が事実に反する意見を述べたこと、通訳が不正確であったこと、提示された証拠が虚偽の証拠であったこと又は事件に関係する新しい証拠があったこと、その新しい証拠がまだ裁判所へ提出されておらず、再審申立者もその情報・証拠につ

いて知ることができなかったこと、又は情報・証拠に関連し法律に基づくその他の原因（例：判決に誤りをもたらす裁判官又は検察官のえこひいき）があったことにより裁判所が誤った指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）及び控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）を下した場合に法的正当性を確保するために行われる。

したがって、最高人民検察院長官は、情報・証拠面及び法律面での誤りを訴訟事件の解決における訴訟手続の状況を正常なものに訂正するため、訴訟事件の再審を要請する方法を用いる。また法律も第一審裁判所から順序に従って強制的に当該訴訟事件の再審理を行わせる。

3. 訴訟事件の再審申立の条件

訴訟当事者、第三者、正当な権利及び利益を侵害する確定判決が下された訴訟手続に参加していない個人又は最高人民検察院長官による訴訟事件の再審申立条件には、次の2つの条件がある。時間的制約の条件及び情報・証拠面の条件である。

3.1. 時間的制約の条件

3.1.1. 通常条件

裁判所の指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）が確定してから1年以内に訴訟当事者又は第三者は訴訟事件の再審の申立を行うことが可能であり、また最高人民検察院長官は再審を要請する権利を有する。

訴訟手続に参加していない第三者については、指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）を承知してから1年以内に再審の申立を行うことができる。

3.1.2. 特別条件

最高人民検察院長官は、法的正当性を確保するため無期限で再審を要請する権利を有する。つまり、裁判所の指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）が確定してからいつでも再審の要請を行える。なぜなら、裁判所の決定は国家又は社会の利益に抵触するからである。たとえ訴訟当事者、第三者又は正当な権利及び利益を侵害する確定判決が下された訴訟手続に参加していない個人が再審の申立を行わないとしても、最

高人民検察院長官は、法的正当性を確保するために職務に基づき再審の要請を行わなければならない。

3.2. 情報・証拠面の条件

訴訟事件の再審における情報・証拠面の条件は次に挙げる 5 つの原因で構成される。

1. 証人が事実に反する証言を行ったこと、鑑定人が事実に反する意見を述べたこと、通訳が不正確であったこと、虚偽の証拠が使われたことにより誤った判決がもたらされた場合
2. 裁判官又は人民検察官のえこひいきにより判決が正確なものでなくなった場合
3. 事件に関連する新しい情報・証拠がまだ裁判所へ提出されておらず、判決が下されたときに再審申立者がその情報・証拠について知ることができなかった場合
4. 裁判所が判決を下した時点で認識していなかった、新たな情報・証拠を示すその他の事実が存在する場合
5. 訴訟手続に参加していない者の正当な権利及び利益を侵害する確定判決に対し、本人による再審申立がなされた場合

4. 再審を行わない問題

再審申立の期間を過ぎた場合、又は訴訟当事者、第三者又は本人の正当な権利及び利益を侵害する確定判決が下された訴訟手続に参加していない個人が最高人民検察院に再審の申立を行ったことがある以前の証拠又は原因をもって再審を要請することが出来ない場合、及び最高人民検察院長官が異議申立を行わない決定を下した又は最高人民裁判所が最高人民検察院長官の異議申立を棄却する判決を下す場合、本人の正当な権利及び利益を侵害する確定判決が下された訴訟手続に参加していない訴訟当事者、第三者又は個人は再審の申立を、また最高人民検察院長官が再審の要請を行うことができなくなる。

5. 再審申立の権利を有する者

再審申立の権利を有する者は、訴訟当事者、第三者及び本人の正当な権利及び利益を侵害する確定判決が下された訴訟手続に参加していない個人である。

5.1. 訴訟当事者

訴訟当事者とは、証人が事実に反する証言を行ったこと、鑑定人が事実に反する意見を述べたこと、通訳が不正確であったこと、提示された証拠が虚偽の証拠であったこと又は裁判官若しくは人民検察官がえこひいきしたことを証明できる確実な証拠があること又は事件に関係する新しい証拠があったこと、その新しい証拠がまだ裁判所に提出されておらず、自身に非常に大きな損失及び不利益を被らせるその新しい情報・証拠について再審申立者も知ることができなかったことにより、裁判所による事実と法律に正確に基づかない審決又は判決が下されたといえる訴訟手続に参加した原告及び被告のことである。そこで裁判所の確定した決定に基づき損なわれた権利及び利益を回復し、裁判所の当該決定を調査及び検討し直すため、最高人民検察院宛てに訴訟事件に対する再審申立書が作成される。

5.2. 第三者

第三者とは、上述のように裁判所の審理又は判決が事実及び法律に正しく基づいていないと判断したとき、裁判所で審理されている事件と関連する自身の権利及び利益を保護するために訴訟手続に参加する個人又は組織又は企業のことである。

5.3. 訴訟手続に参加していない個人

訴訟手続に参加していない個人とは、事実及び法律に正しく基づかない裁判所による審決（ガーンピジャラナータッシン）又は判決（ガーンピパークサー）により当人の正当な権利及び利益が侵害される確定した決定、例 指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）に関係する個人のことである（例：証人が事実に反する証言を行ったこと、鑑定人が事実に反する意見を述べたこと、通訳が不正確であったこと、提示された証拠が虚偽の証拠であったこと又は裁判官若しくは人民検察官がえこひいきしたことを証明する確実な証拠があること又は事件に関係する新しい証拠があったこと、その新しい証拠がまだ裁判所へ提出されておらず、自身に非常に大きな損失及び不利益を被らせるその新しい情報・証拠について再審申立者も知ることができなかったこと）。裁判所の確定した決定に基づき損なわれた権利及び利益を回復し、裁判所の確定した当該決定である指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）について調査及び検討し直すため、最高人民検察院宛てに訴訟事件に対する再審申立書が作成される。

第2章

再審申立に対する管轄権を有する機関による審理

1. 最高人民検察院による審理

最高人民検察院は、訴訟事件に審決を下し、指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）を確定した決定として下したが、訴訟当事者、第三者又は訴訟手続に参加していない個人によりそれまでの裁判所の審決が不服とされ、法律に正しく則っておらず、公正性に欠けていると判断した全審級の人民裁判所の民事、商事、家庭及び少年事件の訴訟手続をモニターし調査する権利及び役割を有する。最高人民検察院は、訴訟当事者、第三者又は訴訟手続に参加していない個人により提出された全ての情報・証拠をモニター・調査する、又は最高人民検察院長官の職務に基づく再審の要請に従い法的正当性を確保する役割を有する。国家、社会の権益及び国民の権利及び利益を保護し、社会に平和及び秩序をもたらす、法律原則を強化し、法治国家を一步ずつ建設していくためである³²。

1.1. 再審の申立書を受理する段階

指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）が確定した後、訴訟当事者、第三者又は訴訟手続に参加していない個人がそれまでの裁判所の訴訟手続及び審決が法律及び事件の事実に正確に則っていないと裏付ける情報・証拠を有し、再審申立を行う場合には、次に挙げることを実施しなければならない。

訴訟当事者、第三者又は訴訟手続に参加していない個人は、最高人民検察院にて申請用紙を購入し、当該用紙に基づき再審申立書を作成し、同時に資料及び様々な情報・証拠（例：住所登録書、（代理人がいる場合）委任状、第一審裁判所の判決書、控訴裁判所の判決書、破棄審裁判所の判決書、当該訴訟事件に関するその他資料及び最高人民検察院の窓口に提出したい新しい証拠）を収集しなければならない。当該申立書を受理する前に、検察官はそれら資料が様式に則ったものであるか調べなければならない。不完全であれば、再提出するよう助言を行い、反対に完全なものであれば受理する³³。

³² 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 313 条及び第 317 条、人民検察院法 2009 年改訂版 第 10 条

³³ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 318 条

1.2. 再審の申立書を検討する段階

再審申立書が受理された後、関係部署の長が検討の担当者である検察官に配布し、再審条件及び理由並びに専門家会議に報告するため、物証、書証又は人証及び各審級の裁判所の指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）、何であろうと提出された全ての情報・証拠を調べることに検察官は専念しなければならない。

1.2.1. 専門家会議

訴訟事件の検討を担当する人民検察官は、再審申立の内容並びに訴訟当事者が提出した情報・証拠が再審条件及び理由を有しているかどうか報告し、並びにそれまでの各審級の裁判所による審理はどの情報・証拠を基盤として判決を下しているか提示しなければならない。それから会議は各事実及び様々な情報・証拠を総括し、各問題に対して次のように決定する。

- ・訴訟当事者、第三者又は訴訟手続に参加していない事件に関係する個人を召喚し、再審申立の理由について説明させ、並びに以降の訴訟手続に有益と判断される新しい情報・証拠を提示させる。
- ・事件に関係する部門とともに再度情報・証拠の収集を行う。
- ・調べ直すために判決執行官室又は執行部に事件記録簿の原本の提出を要求する。
- ・司法省に対して裁判所の判決執行の中止を要請する。

最高人民検察院の委員会会議に報告するために提出を要求される事件記録簿については、検討を担当する専門家が引き続き事件記録簿に納められた全ての様々な情報・証拠を調べる³⁴。

1.2.2. 裁判所の判決執行の中断要請

裁判所がまだ審決に用いていない又はそれまでの裁判所の審理がまだ徹底的、包括的且つ客観的でない又はその他の理由（例：訴訟当事者のどちらか一方をえこひいきした又はその他の形により審決に誤りをもたらす、事実及び法律に基

³⁴ 訴訟事件管理規則、最高人民検察院の訴訟事件検討及び活動、最高人民検察院／第 146 号、2012 年 8 月 14 日施行

づかない審理に対して新しい重要な情報・証拠)があると最高人民検察院の専門家会議が判断すると、最高人民検察院長官は裁判所の判決執行中断の要請書を発行し、司法省判決執行局に送付する。その後、裁判所の判決執行局は、まず裁判所の判決執行の中断命令を発し、当該命令は30日以内に自身より下級の判決執行官室、判決執行部、最高人民検察院及び訴訟当事者に通知されなければならない。

裁判所の判決執行の中断命令が出された後、裁判所の判決執行官室又は執行部は、新しい指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）が出され確定するまで、執行を中止しなければならない。新しい指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）が出されると、法律規則に基づいて執行を継続する³⁵。

1.3. 人民検察委員会の決定

人民検察委員会の会議は、最高人民検察院の長官又は副長官、局長、事件検討を担当する人民検察官の参加により、意見を表明し次に挙げる決定を行うために実施される。

1.3.1. 再審棄却の決定

再審の棄却は再審申立の期間の条件に従わなかった又は再審理由がないことによつて決定される。

・訴訟当事者、第三者又は訴訟手続に参加していない個人が裁判所の指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）の確定後、又は訴訟手続に参加していないならば確定判決を承知した後、1年以内に再審申立を行わなかった場合

・民事訴訟法2012年改定版の第315条に規定されている再審事由がなかった場合。上記理由により、申立に基づいて調査・審理ができないためである³⁶。

1.3.2. 再審の要請

³⁵ 人民検察院法2009年改訂版 第51条、民事訴訟法2012年改訂版 第31条

³⁶ 裁判所判決執行法2008年改訂版 第49条

最高人民検察院長官による再審の要請は、次に挙げる条件及び理由に基づく。

A. 再審申立の時間的制約の順守

訴訟当事者、第三者又は訴訟手続に参加していない個人が、指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）が確定してから1年以内に再審の申立を行う条件を順守した。

B. 次に挙げる理由のうちの1つがある

1. 証人が事実に反する証言を行ったこと、鑑定人が事実に反する意見を述べたこと、通訳が不正確であったこと、又は提示された証拠が虚偽の証拠であったことにより、誤った判決が下されている。
2. 裁判官又は検察官のえこひいきにより、誤った判決が下されている。
3. 過去に提示されていなかった、事件に関する新たな情報又は証拠が存在し、再審請求者が当該新たな情報又は証拠について認識していなかった。
4. 裁判所が判決を下した時点で認識していなかった、新たな情報又は証拠を示すその他の事実が存在する。
5. 訴訟手続に参加しなかった者の正当な権利及び利益を侵害する確定判決に対し、当人による再審申立がなされた³⁷。

最高人民検察院の長官による訴訟事件の再審要請は、訴訟当事者、第三者又はその他の事件関係者に通知されなければならない。そして法律規則に基づき事件記録簿及び記録後に納められた様々な情報・証拠とともに当該要請は審理を受けるために最高人民裁判所に転送される³⁸。

2. 最高人民裁判所による審理

最高人民裁判所が最高人民検察院から再審の要請書とともに事件記録簿を受理した後、民事裁判官室長は、当該訴訟事件の検討を担当する裁判官に配布する。検討を委任された裁判官は、時間的制約及び再審理由の面において、最高人民検察院長官の再審要請書の検討・審理を行う。その後、様々な情報・証拠の審理に

³⁷ 人民検察院法 2009年改訂版 第23条、第27条、第29条

³⁸ 民事訴訟法 2012年改訂版 第315条、第316条

専念する。2カ月の期間内で裁判官による審理を完了させるためである³⁹。

2.1. 再審要請の検討の手順

訴訟事件担当の裁判官は、事件記録簿に納められてきた様々な情報・証拠の全てについて詳細に検討を行う。重要なことは、裁判官議会の会議に次の点を提示するために、最高人民検察院長官の再審要請を審理することである。最高人民検察院長官の再審要請が再審の条件及び理由を有しているかということ。検討・審理を経て、最高人民検察院長官の再審要請には根拠となる情報・証拠が実際に存在し、法律に則していることから十分な理由を有していると結論したこと。当該証拠が、これまでに各審級の裁判所によって審決に用いられておらず、再審の申立者である訴訟当事者も判決が下された際に当該の新しい情報・証拠について知ることができず、また新しく作られた証拠ではないこと。

例：XとYは土地所有権の紛争を抱えている。当該土地は、証明資料としての確定土地登記簿を有していることにより、Xに所有権がある。しかし、Xは土地登記簿をどこに保管したか分からなかった。各審級の裁判所の審決を経て、当該土地はYの所有とされた。その後、Xは確定土地登記簿を発見したため、最高人民検察院に再審申立を行うため新しい証拠として提出した。1年経過していないことにより、新しい証拠の発見は再審の申立を可能とする。

裁判官は最高人民検察院長官の再審要請を検討する以外に事件記録簿に納められてきた様々な情報・証拠の全てについて詳細な審理を行う。必要があれば、訴訟当事者又は事件関係者を召喚し、問題・証拠について説明を行わせる。そうしてから裁判官議会の会議に総括して報告する。

裁判官議会の会議は、公判開始準備の基盤とするため、最高人民検察院長官の再審要請に基づき、様々な情報・証拠の調査・検討を行うために裁判官議会のメンバーの少なくとも3分の2が出席して実施される⁴⁰。

2.2. 公判開始

裁判長が規則に基づき公判開始を宣言し、担当裁判官合議体が報告を行った後、裁判長は、再審の申立者（もしあれば）又は公判に参加している人民検察官に再審申立の理由を提示するように促す。

³⁹ 民事訴訟法 2012年改訂版 第318条

⁴⁰ 人民裁判所法 2009年改訂版 第21条及び第32条

訴訟当事者を公判に参加するよう召喚していない場合、事件の担当者の報告及び人民検察官の意見陳述を聞いた後、裁判長は密室にて事件に対する審理を行うため一時休廷を宣言する。その後、公判において判決を宣告又は朗読する⁴¹。

2.3. 最高人民裁判所の決定

最高人民裁判所の再審裁判官合議体は、検討・審理し、次に挙げる事例ごとに判決を下す。

2.3.1. 再審棄却の決定

最高人民裁判所は、最高人民検察院長官の再審要請を棄却する判決を下すと、事件記録簿とともに当該の再審棄却の判決書を裁判所の判決執行官室又は執行部に送付し、法律規則に基づき判決の執行を継続させる。

2.3.2. 再審の決定

裁判官合議体が確定した指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）の破棄判決を下すと、第一審人民裁判所の新たな裁判官合議体に法律規則に基づき再審理するよう、当該の事件記録簿を返送する。最高人民裁判所が訴訟事件を再審する判決を下した後、第一審裁判所の新たな裁判官合議体に法律の手順に沿って再審理するよう、当該の事件簿を送付しなければならない。第一審裁判所は、第一審の審理規則に基づき、事件の元の証拠及び新たな証拠に基づいて、当該事件の一切について再審理を行わなければならない。そして第一審人民裁判所の判決には、以前の各審級の裁判所における訴訟手続の経緯について記載しなければならない。

3. 訴訟事件の再審の効果

訴訟事件の再審の効果には次に挙げるものがある。

1) 裁判所の判決執行の中断。それまでの訴訟手続が法律に正しく則っていなかった（例：証人、鑑定人、通訳が事実と異なる証言を行った又は提示された証拠が虚偽の証拠であった）ことにより、判決が破棄されるため。裁判官又は人民検察官については、訴訟当事者のどちらかへのえこひいきによってそれまでの訴訟手続及び判決は正しいものでなくなるため、当該判決は執行が中断されな

⁴¹ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 300 条

ればならない。

2) 判決執行の結果。法律規則に正しく則っていない判決の執行が訴訟当事者のどちらか一方に不利益を被らせる原因となる。これまでに判決の一部又は全てが執行されたかどうかにかかわらず、新しい指示、命令、第一審の判決（カムタッシン）又は控訴審及び破棄審の判決（カムピパークサー）が下され確定するまで中断され、確定次第執行が継続される。

3) 最高人民裁判所は事件を再審する判決を下した後、当該判決は関係の再審を行う第一審人民裁判所に送付される。これまでに実施されてきたことは全て再度実施されなければならない。形状を保持する物品で返却できるものは、たとえ当該資産が使い切られた又は処分されていたとしても当該資産が形状を保持する物品で返却できるものは返却する。反対に、返却できないものは委員会によって価値が算定される⁴²。

⁴² 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 319 条、第 320 条、第 321 条

Coffee break…5

訴訟事件の再審手続の役目

～日本の制度における訴訟事件の再審は再審事由の審理より開始される

日本の民事訴訟手続制度は 3 段階の事件審理を採用する。それは、裁判所が訴訟当事者に控訴及び破棄の申立を行うことを許し、訴訟当事者の申立を根拠に裁判所が 3 回訴訟事件の審理を行うことを意味している。このほかに訴訟事件の再審手続もある。したがって、日本の民事訴訟手続制度はラオスの制度と相似しているといえる。異なっているのは再審条件であり、とりわけ日本の制度における再審理由の点でラオスの制度とは若干の相違点が見られる。なぜ異なり、どのように異なっているのか。それらについて私たち研究委員会は 2012 年 11 月に日本で実施した研修において日本の教授や法律家らと対話を行い、次に挙げる知見を得た。

(1) 再審条件

再審条件には次の 2 つの条件がある。1. 法律が規定している期間内であること。2. 法律が規定している再審理由のうち 1 つの理由を有していること。

(2) 再審申立の時間的制約

後述する 3 及び 10 の理由に関しては、再審申立に時間的制約がない。その他の理由については 5 年間の時間的制約がある。ただし、訴訟当事者が自身の訴訟事件に再審理由があると知った場合、その再審理由を知った日から 30 日間以内に再審申立を行う必要があるという時間的制約がある。

(3) 再審理由

日本の制度における再審理由は次のとおりである。研究委員会は、理解を得やすくするため上述の再審理由を列挙するが、間違いがあるかもしれない。したがって、正確を期すには日本の民事訴訟法 338 条を参照していただきたい。

1) 裁判官合議体の構成に関して裁判所が法律に違反した。

法律は裁判官合議体の構成に関して多くの条項にて制約を設けている。例：裁判官合議体は裁判官のみで構成される。

例：裁判所書記官を裁判官合議体のメンバーに加えること。これは裁判所によ

る法律違反である。

- 2) 訴訟事件の審理参加に相応しくない裁判官によって判決を下した。

法律は事件と関係を有する裁判官の訴訟手続への参加を禁止している。例：裁判官が訴訟当事者のどちらかの親族である。

- 3) 権限を有しない代理人

例：代理人となる個人が権限を有しない人物であった。訴訟当事者が当該人物の代理を承認せず委任契約もないことを意味する。

- 4) 裁判官が訴訟手続における刑事犯罪を犯した。

例：裁判官による賄賂の受領

* ただし、当該裁判官の刑事訴訟手続が完了し、判決が確定するまで待たなければならない。

- 5) 訴訟当事者に対してある個人からの脅迫があった。

例：ある人物が一方の訴訟当事者に認めるよう強制した。

※ただし、刑事訴訟手続が完了し、判決が確定するまで待たなければならない。

- 6) 書証又は物証が偽物であった又は偽造されたものであった。

* ただし、刑事訴訟手続が完了し、判決が確定するまで待たなければならない。

- 7) 証人、通訳、訴訟当事者又は法定代理人が虚偽の証言を行った。

* ただし、刑事訴訟手続が完了し、判決が確定するまで待たなければならない。

- 8) 審理の根拠として使われた（以前の）判決に変更があった。

例：根拠として使われた判決は被告が刑事犯罪を犯したと判決を下した。しかし、その後、根拠として使われた当該判決に、被告に罪がなく、告訴より免れるという変更がなされる。

- 9) 訴訟事件の重要事項の遺脱があり、審理されていなかった。

- 10) 同一事件に2度判決が下された。

〔日本の民事訴訟法の第 142 条では、他の裁判所が受理し審理を行った訴訟事件を裁判所は審理することができないと規定している。〕

(4) 日本の教授及び法律家らとの対話

日本の教授及び法律家は日本の制度における控訴申立及び再審申立について次のように説明した。

通常、日本の制度における再審理由は多くの制約を有する。例：新しい証拠の発見は再審を実施する理由とはならない。それはなぜか。日本の制度においては、訴訟当事者は自身で事実及び証拠を探索し、勝訴するには、訴訟当事者は自身で証拠を探索して、裁判所に提出しなければならない、裁判所自身は証拠の収集を行わないからである。これは「自己責任」という考え方から発せられているものであり、日本においては訴訟当事者の情報・証拠の探索には周囲の環境が便宜を図るのである。そこで情報・証拠の探索は訴訟当事者の責任となる。

日本の民事訴訟手続制度において、訴訟当事者は各審級の訴訟手続において自身で証拠を探索及び収集しなければならない。それは控訴審訴訟手続がなければならない理由であるともいえる。訴訟当事者に事実及び証拠を再度探索する機会を与え、判決を以前の判決より正しいものとするためである。このような理由により日本の制度では、判決が確定した場合には訴訟当事者に証拠の提出機会を与えない。

再審の役割はどのようなものであるか。再審は「自己責任」原則を補助するためであり、ある種の状況は訴訟当事者に自ら行わせようとするのである。例：1 つ目の再審理由は裁判所に落ち度又は違反があることである。日本の制度においてはこのような状況は訴訟当事者のコントロールの外にあり、それは訴訟当事者に責任を持たすことはできない。上述の理由により再審申立の理由の制約は、主として訴訟当事者のコントロール外にある理由が強調される。

